

小田原市高等学校等奨学金支給規則の一部改正に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市高等学校等奨学金支給規則の一部改正
政策等の案の公表の日	令和6年1月15日（月）
意見提出期間	令和6年1月15日（月）から令和6年2月13日（火）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ、教育指導課窓口）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	4件（2人）
インターネット	2人
ファクシミリ	人
郵送	人
直接持参	人
無効な意見提出	人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	
C	今後の検討のために参考とするもの	
D	その他（質問など）	4

〈具体的な内容〉

(1) 受給資格に関する意見

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	奨学金の給付に当たり、行政が受給者の品行をジャッジするかのような表現は、行政の則を超えた文言であり許されない。今回、改正を行う市の良識を高く評価する。	D	今後も、奨学金を受給される方のお気持ちに沿った対応に努めてまいります。

(2) 受給資格等に関する質問

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	昨年度に今回の改正をすることで受給することができたが、改正前の受給資格では受給することができなかった者は何名いましたか	D	令和4年度は、学業要件で受給できなかった方はいませんでした。 ただし、学業要件を考え申請しなかった方がいた可能性はあります。
2	この改正で毎年何名程度の受給者の増加を見込んでいますか	D	具体的な見込はしていませんが、これまで申請を躊躇されていた方も、改正により申請していただけるようになるものと考えています。
3	なぜ現在、規則に定めのない「学習意欲があり、学力の向上が期待できる者」が対象となっているのですか	D	現行規則上の規定を「学習意欲があり、学力の向上が期待できる者」を含むものと解釈し運用していました。今回の改正で規則上でも明示し受給資格を明確にしようとするものです。

4 提出意見と関係なく変更した点

	政策案との差異	市の考え方
1	本則の改正に合わせ、申請者が通学する高等学校等の長が作成する推薦書の様式を改正することとします。	推薦書様式（様式第2号）中、「次の者は、品行方正で、学業成績が優良であり、奨学生として適当であると認められるので、推薦します。」を「次の生徒は、学習意欲があり、学力の向上が期待でき、奨学生として適当であると認められるので、推薦します。」に改めるとともに、字句等の整理を行うこととします。